

鎌倉ウェディング登録事業者の応募について（御案内）

鎌倉市では、多くの方に鎌倉への愛着を持っていただくとともに、市内の産業振興のため、公共施設の使用許可を受けて、結婚式及びフォトウェディング（以下「ウェディング」という。）を企画・運営する事業者を募集します。参加される方は、この応募要領に掲載した、次の各事項をご了解の上、お申込みください。

1 応募内容

鎌倉市の公共施設におけるウェディングのPR及びウェディングを実施するカップルの募集を含むウェディングの企画・運営を行うことを希望する事業者

2 ウェディング実施施設および注意事項・使用許可申請について

別に定める「鎌倉ウェディング」実施施設詳細及び注意事項」を遵守すること。

3 登録事業者としての登録期間

登録事業者の登録期間は登録した日からとし、特段の申出がない限り、登録は継続することとします。

4 登録資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り登録することができます。

- (1) 引き続き1年以上婚礼の企画を業としていること
- (2) 過去1年分の市税を完納していること
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと
- (4) 次の申立てを行っていないこと
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号又は第5号に該当しない者

5 登録申込手続き

(1) 応募期間

公表した日から随時受付

(2) 応募方法

郵送又は持込み（持込みの場合、平日の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時）

(3) 提出先

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
共創計画部政策創造課（本庁舎2階）

(4) 申込書及び提出書類

申込書及び次の添付書類を提出してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。また、情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定に当たっては、法人等に関する情報についての開示の可否等を確認させていただく場合があります。

- ① 申込書兼同意書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行日から3箇月以内のもの
- ④ 納税証明書（過去1年分の法人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の税額及び収納に関することが分かるもの）

*市内事業者の方のうち、市税に関する賦課徴収情報の閲覧について、賦課徴収情報の調査承諾書（様式3）で同意して頂いた場合は、納税証明書の提出は不要です。

6 登録事業者の認定

書類審査の後、登録事業者を認定します。結果については、別途書面にて通知します。また登録事業者認定後に鎌倉市ホームページにおいて実施事業者の法人名と連絡先を掲載します。

7 事業者登録に関する条件等

登録に際して次の条件等を了承の上で応募してください。

- (1) 登録手続き終了後、提出された書類等については、鎌倉市情報公開条例の規定により原則公開対象として取扱います。応募した場合は、これについて了承したものとみなします。
- (2) 市ホームページ等において、ウェディングについてのPRを行います。従って、登録事業者として認定された場合には、挙式希望者からの問い合わせに応じられる体制を確保してください。
- (3) 公共施設であることから、実施できる結婚式の形式は宗教的色彩を出さない人前式のみとします。
- (4) 公共施設でのウェディングと併せて別会場で披露宴等を行う場合には、鎌倉市内の会場を利用するよう努めてください。
- (5) 産業振興の観点から鎌倉市内の事業者を積極的に利用するよう努めてください。
- (6) その他鎌倉ウェディングを実施するために必要な市の指示には従ってください。

8 登録事業者等の確認

登録期間中は、特段の申出がない限り登録は継続することとしますが、年度が変わった最初の施設使用許可申請時に改めて登録資格要件等の確認をします。

9 登録事業者の認定及び登録の取消し

次のいずれかに該当すると認めるときは、登録事業者としての認定を取消することができるものとします。

- (1) 登録事業者が登録資格要件を失ったとき。
- (2) 登録事業者が登録に関する条件等に違反したとき。

なお、一度認定の取消しを受けた事業者は、取り消しの日から1年以上を経た後に再度登録申請を行うことができますが、再登録の際は改めて申請手続きを行い、審査を受けるものとします。

10 その他

- (1) 本事業者募集への応募及び使用許可の手續に関する一切の費用については、事業者の負担とします。
- (2) 現場の確認を行う場合は、写真撮影等により施設利用者の通行を妨げたり、プライバシーを侵害したりすることのないようにしてください。

お問い合わせ先

鎌倉市共創計画部政策創造課

電話番号：0467-23-3000（内線：2792・2793）

申 込 書 兼 同 意 書

令和 年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

法人等の名称

代表者氏名

印

鎌倉ウェディング登録事業者募集について、次のとおり申し込むとともに登録資格要件を確認するため、鎌倉市が市税の納付状況等について調査することに同意します。

主たる事務所の所在地	〒
担当者職・氏名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	
U R L	

添付書類

- ① 誓約書 (様式 2)
- ② 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 発行日から 3 箇月以内のもの
- ③ 納税証明書 (過去 1 年分の法人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の税額及び収納に関することが分かるもの)

* 市内事業者の方のうち、市税に関する賦課徴収情報の閲覧について、賦課徴収情報の調査承諾書 (様式 3) で同意して頂いた場合は、納税証明書の提出は不要です。

誓約書

鎌倉ウェディング登録事業者募集申込みに当たって、次の事項を誓約します。

- 1 鎌倉ウェディングの趣旨に賛同し、鎌倉市のイメージアップ及び鎌倉市の産業振興につながるウェディングの実施に努めます。
- 2 鎌倉ウェディング登録事業者募集要領の「4 登録資格要件」に定める必要な資格を有しています。
- 3 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、申込みを無効とし、登録事業者の決定の後においては、募集要領に基づき決定を取り消されることに異議はありません。

令和 年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

法人等の名称

代表者氏名

印

賦課徴収情報の調査承諾書

令和 年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

氏名..... ㊟

下記事務に必要な、私の市税に関する賦課徴収情報の調査を承諾します。

事務
の
内
容

「鎌倉ウェディング登録事業者」の登録資格要件を確認するため、過去1年分の下記の市税情報を閲覧することとします。

- (1) 市民税・県民税に関する賦課徴収情報
 - －個人及び法人等の税額に関すること
 - －個人及び法人等の税額の収納に関すること
- (2) 固定資産税及び都市計画税に関する賦課徴収情報
 - －固定資産の税額及び収納に関すること
- (3) 軽自動車税に関する賦課徴収情報
 - －軽自動車等の税額に関すること
 - －軽自動車等の税額の収納に関すること